

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出における事業分類について

No.	A 地域子ども・子育て支援事業(13事業)と量の見込みの算出義務				B 量の見込み算出における分類・算出根拠		
	名称	概要	算出義務	備考	No.	算出における分類	算出根拠
1	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	○		1	時間外保育事業	ニーズ調査
2	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	○		2	放課後児童健全育成事業	ニーズ調査
3	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	○	次の2つに分類して「量の見込み」確保方策を示す。 (1)幼稚園在園児による利用(1号認定・2号認定) (2)幼稚園在園児以外による利用	3	(1)一時預かり事業(幼稚園在園児による利用(1号認定・2号認定))	ニーズ調査
						(2)一時預かり事業(幼稚園在園児以外による利用)ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象(病児・緊急対応強化事業以外))及び子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	ニーズ調査
4	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業	○		4	病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)	ニーズ調査
5	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	○	次の3つに分類されるが、(2)は3(2)と、(3)は4とそれぞれまとめて「量の見込み」確保方策を示すこととされている。 (1)就学児対象 (2)就学前児童対象(病児・緊急対応強化事業以外) (3)病児・緊急対応強化事業	5	ファミリー・サポート・センター事業(就学児対象)	ニーズ調査
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業 ・ショートステイ…宿泊をするもの ・トワイライトステイ…宿泊をしないもの	○	次の2つに分類されるが、(2)は3(2)とまとめて「量の見込み」確保方策を示すこととされている。 (1)ショートステイ (2)トワイライトステイ	6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	ニーズ調査
7	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	○		7	地域子育て支援拠点事業	ニーズ調査
8	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	○		8	利用者支援事業	推計
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	○		9	乳児家庭全戸訪問事業	推計
10	養育支援訪問事業	出産後の養育に関し、出産前から指導・助言等の支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	○		10	養育支援訪問事業	推計
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	○		11	妊婦健康診査	推計
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	支給認定を受けた保護者が支払うべき教育・保育に係る必要物品(日用品、文房等)の購入費用や行事への参加費用の全部又は一部を助成する事業	×		/		
13	多様な主体が本制度に参与することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	×				